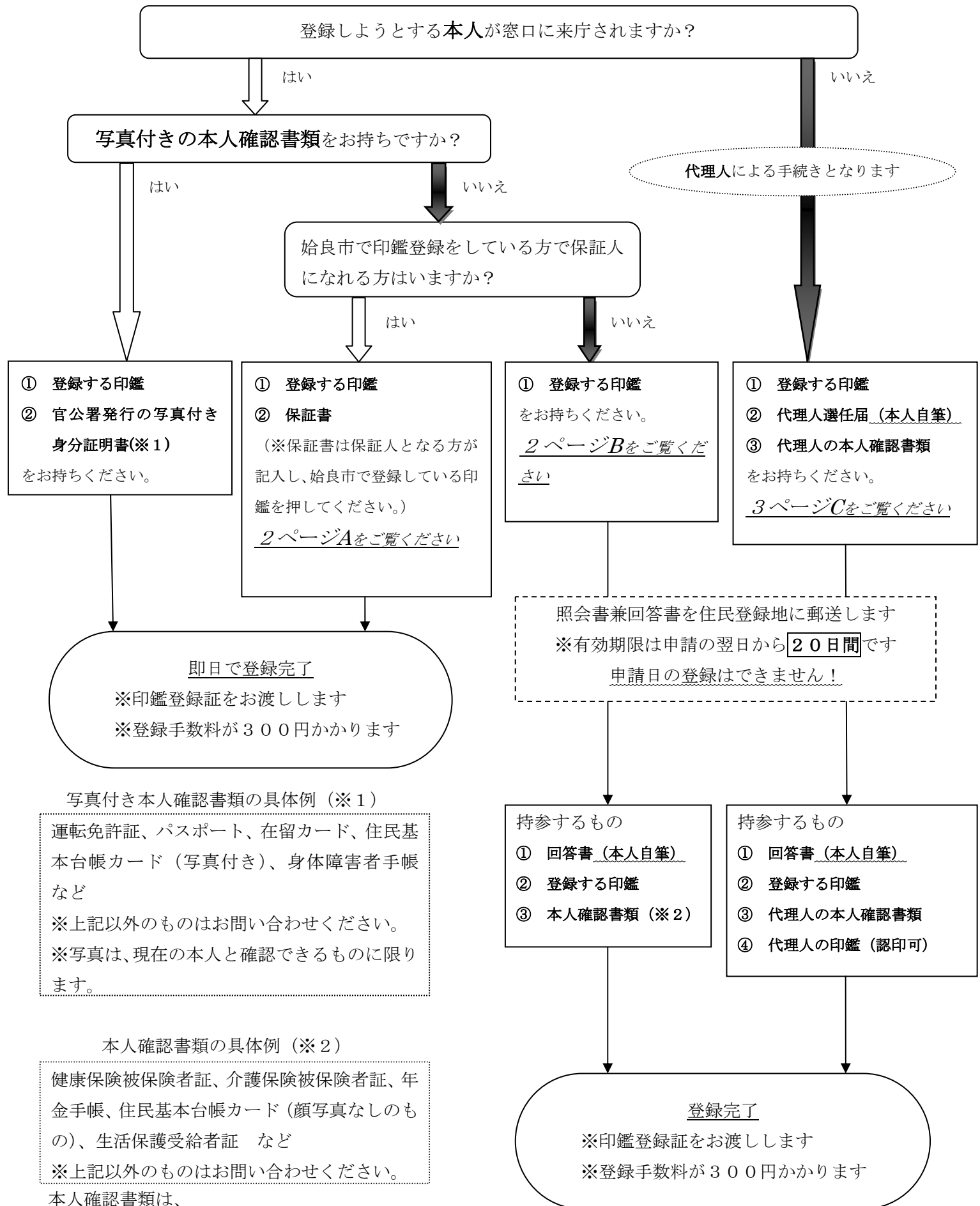


# 印鑑登録の手続き方法



## 写真付き本人確認書類の具体例 (※1)

運転免許証、パスポート、在留カード、住民基本台帳カード(写真付き)、身体障害者手帳など  
 ※上記以外のお問い合わせください。  
 ※写真は、現在の本人と確認できるものに限り  
 ます。

## 本人確認書類の具体例 (※2)

健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、住民基本台帳カード(顔写真なしのもの)、生活保護受給者証 など  
 ※上記以外のお問い合わせください。

本人確認書類は、  
 ※有効期限のあるものは、期限内のものに限ります。  
 ※コピーは不可です。原本をお持ちください。

## 印鑑登録についてのご案内（本人申請）

### A 保証書による手続き（※始良市で印鑑登録している人が保証人になって登録する方法）

- 窓口に来る人：申請者本人
- 持参するもの：①登録する印鑑  
②保証書

保証人が記入、押印した保証書をお持ちの方または保証人と一緒に来庁されている方が登録できます。

#### ※保証書について

登録申請者欄は本人が記入し、保証人欄は保証人が必ず記入及び登録印鑑を押印してください。

### B 照会・回答書による手続き

#### 1回目

- 窓口に来る人：申請者本人
- 持参するもの：登録する印鑑



照会書をご自宅に郵送します。回答書の有効期限は申請のあった日の翌日から20日間です。

#### 2回目

- 窓口に来る人：申請者本人
- 持参するもの：①登録する印鑑  
②回答書（本人自筆）  
③本人確認書類（健康保険証等）

※印鑑登録は、本人が申請するのが原則です。

※既に印鑑登録をされている方は、登録の申請前に廃止・亡失の手続きが必要です。  
(登録できる印鑑は一人一個に限ります)

## C 印鑑登録についてのご案内（代理人申請）

印鑑登録は、原則として、登録者本人に申請していただきますが、疾病などやむを得ない理由がある場合は、代理人が申請することができます。（ただし、代理人申請の場合は少なくとも2回窓口にお越しいただくこととなりますのでご了承ください。）

**1回目** 代理人申請の説明を行います。（ホームページから代理人選任届を印刷できる方は省略できます）

○窓口に来ていただく人：代理人（登録者本人から委任された人）

○お渡しするもの：代理人選任届

※登録者本人がすべて自筆で記入してください。

※登録者本人が病気等により記入できない場合は、登録者の親族の者による代筆とし、代筆者の続柄・署名押印及び登録者本人のぼ印を押してください。



既に印鑑登録をしている方は、廃止・亡失の手続きが必要です。

**2回目** 受付を行います。（ホームページから代理人選任届を印刷できる方はこちらが1回目です）

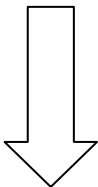
○窓口に来ていただく人：代理人（登録者本人から委任された人）

○持参するもの：①代理人選任届（1回目にお渡ししたものに登録者本人が自筆したもの）

※記載に不備があった際は、登録者本人へ連絡させていただく場合や再度、提出していただく場合があります。

②登録する印鑑

③代理人の本人確認書類



受付後、照会書（回答書）を登録者本人の住民登録地へ郵送します  
有効期限は、受付日の翌日から20日間です。

**3回目** 印鑑登録を行います。（ホームページから代理人選任届を印刷できる方はこちらが2回目です）

○窓口に来ていただく人：代理人（登録者本人から委任された人）

○持参するもの：①回答書（登録者本人が自筆したもの）

※登録者本人が病気等により記入できない場合は、登録者の親族の者による代筆とし、代筆者の続柄・署名押印及び登録者本人のぼ印を押してください。

②登録する印鑑

③代理人の本人確認書類（運転免許証等）

④代理人の印鑑（認印で構いません）